

小坂町地域応援商品券を給付しています

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている地域経済の回復支援と個人消費の拡大を促進させるため、希望する町内各事業所で使用できる地域応援商品券を給付しています。

- ◆**給付対象者** 令和2年7月20日現在、住民基本台帳に登録されている方
- ◆**給付額** 町民1人当たり5,000円(1,000円券×5枚)
- ◆**給付時期** 7月28日より、世帯主あてに世帯全員分の商品券を簡易書留で郵送しています。
- ◆**利用期限** 令和2年10月31日(土)
- ◆**使用可能店舗** 町内の「商品券取扱加盟店」です。加盟店にはポスターとステッカーが掲示されています。詳しくは、商品券に同封されている加盟店一覧をご覧ください。

※加盟店は随時募集しています。「加盟店」の申込み、手続き等については小坂町商業協同組合へお問い合わせください。



■**取扱い・お問い合わせ先** 小坂町商業協同組合 (TEL25-8099) 観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)

小坂町緊急宿泊支援助成券事業

宿泊料最大1万円を助成!

～**宿泊助成券**を利用して十和田湖・町内の宿泊施設へ泊まろう～

8月15日(土)まで応募受付中 ※当日消印有効



- ◆**宿泊助成券使用期間**：8月8日(土)から11月30日(月) 宿泊分まで
- ★応募により「小坂町宿泊助成券」1枚当たり5,000円分を進呈。
- ★助成券は1人2枚まで申込み可能。1泊につき2枚までの利用ができます。
- ★秋田県のプレミアム宿泊券と併用可能。

【応募方法】

郵便はがきに①郵便番号 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号 ⑥希望枚数を記入し、郵送にて応募してください。抽選により当選者を決定し、当選者には簡易書留で郵送します。



©かぶきん

【応募・お問い合わせ先】 観光産業課観光商工班 (TEL29-3908) 〒017-0292 小坂町小坂字上谷地41-1

小坂町3密対策事業者支援事業費補助金

町では新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見据え、厚生労働省が提唱した「新しい生活様式」に沿った対策を講じる町内事業所を支援します。

◆**交付対象の主な要件**

- ①運輸業、繊維工業、縫製業、建設業、小売業、サービス業、採石業、製造業、保険業、理・美容業、教育・学習支援業、医療法人、農業法人、社会福祉法人、宗教法人など。
- ②中小企業基本法第2条に規定する中小企業及び個人事業主等とします。
- ③法人は町内に事業所がある事業主または代表者とし、個人については、町内に営業店舗があり、かつ事業主が町内に住所を有する方とします。

◆**補助に該当する主な経費**

換気対策、飲食スペース改修工事費、自動センサー蛇口、自動ドア、飛沫防止シート、アクリル板、間仕切り(パーティション)等の購入、設置にかかる経費、キャッシュレス導入にかかる経費、自動消毒液噴霧器にかかる経費、屋外テラス席設置にかかる経費、受付カウンター等にかかる経費、3密対策の施設改修にかかる設計費、3密対策のコンサル業務にかかる経費、3密対策の講演会、講師料、会場費にかかる経費等

◆**補助に該当しない主な経費**

マスク、消毒液等、単なる消耗品費、空気清浄機、加湿機などの家電製品の購入費、パソコン、タブレット、プリンターなどの購入費、単に古くなった機器等の更新費、自社内部の取引によるもの、販売、賃貸等のため見本を目的とした製品、商品の購入や工事等にかかる経費、本事業により掛かり増しとなった光熱水費、リース料等の固定経費、租税公課費等

- ◆**補助金の額** 1件当たり50万円を上限とします。 ※ただし、予算の範囲内とします。
- ◆**申請窓口** 役場2階観光産業課観光商工班 8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)
- ◆**提出書類** 観光商工班にて配布または町ホームページからダウンロードできます。

■**お問い合わせ先** 観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)